

○静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター条例

平成19年7月5日

条例第67号

改正 平成25年3月8日条例第60号

平成26年3月20日条例第63号

平成27年10月20日条例第104号

(設置)

第1条 静岡市は、クリエイターの育成・支援を通じて市の文化・クリエイティブ産業の振興を図るとともに、創造的な活動による新たな事業及び文化の創出並びに既存産業の高度化を促進することにより、地域文化の振興及び地域経済の活性化に寄与するため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター	静岡市葵区七間町15番地の1

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化・クリエイティブ産業 デザイン、広告、出版、音楽、アート等の分野における創造的活動から生ずる文化的影響により市の文化の向上に資する産業をいう。
- (2) クリエーター 業として文化・クリエイティブ産業に携わる者をいう。

(施設)

第3条 静岡市文化・クリエイティブ産業振興センター（以下「センター」という。）の施設は、次のとおりとする。

- (1) ギャラリー1
- (2) ギャラリー2
- (3) 交流研修ルーム
- (4) 多目的ルーム

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) クリエーターの育成のための講座等の開催に関すること。
- (2) 文化・クリエイティブ産業の振興に関する研修、講座及び講演会の開催に関すること。
- (3) クリエーターの創造的な活動の発表等に関すること。

- (4) クリエーター相互及びクリエイターと他の事業者の交流に関すること。
- (5) クリエーターの創造的な活動による新事業の創出及び既存産業の高度化の研究に対する支援に関すること。
- (6) 文化・クリエイティブ産業に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 文化・クリエイティブ産業を通じた地域文化の振興に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事業  
(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、第17条の規定による指定を受けてセンターの管理を行うもの（以下「指定管理者」という。）が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（当日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この号において休日という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の休日以外の日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第7条 センターの施設及び設備を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用又は許可事項の変更を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、その利用が不適當であると認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第7条の規定による許可を受けた者（以下「利用者」という。）の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利

用を制限することができる。

- (1) 前条各号に掲げる理由が生じたとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(利用の目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、利用の目的を指定管理者の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第11条 利用者は、センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りではない。

(使用料の納付)

第12条 別表に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の使用料を前納しなければならない。ただし、当該使用料の納付に当たり、市長が特別の理由があると認めるときは、別に納期限を定めることができる。

(使用料の減額又は免除)

第13条 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用しようとする日前7日までに利用の許可の取消しの申出があったとき。

(利用の制限)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又はセンターからの退場を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) センターの管理上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用が不適當であると認めるとき。

(損害賠償の義務)

第16条 センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第18条 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他の規則で定める書類を添付して市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定の基準)

第19条 市長は、前条の規定による申請を審査し、次に掲げる基準に適合するもののうちから、最も効率的かつ適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。

- (1) 事業計画がセンターの設置の目的を達成するためにふさわしいものであること。
- (2) 事業計画がセンターの効果的な管理を実現するものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を行うために必要な物的・人的能力を有していると認められること。
- (4) 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。

(指定管理者の指定等の公告)

第20条 市長は、指定管理者を指定したとき、又はその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告するものとする。

(指定管理者の業務の範囲)

第21条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第4条に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) センターの利用の許可に関すること。
- (3) センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

(指定管理者の原状回復の義務)

第22条 指定管理者は、その指定に係る管理の業務の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに現状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りではない。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成19年規則第103号で、規則で定める日を平成20年1月4日とした。)

(1) 第1条及び第19条から第23条までの規定 公布の日

(2) クリエーター育成室の利用に係る第7条、第8条、第9条第1項及び第10条から第12条まで並びに次項の設定 平成19年12月1日

(クリエイター育成室に係る利用の許可等の特例)

- 2 前項第2号の規定により、同号に規定する日から同項本文に規定する規則で定める日の前日までの間において、クリエイター育成室の利用の許可等をする場合における第7条、第8条及び第10条から第12条までの規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

附 則 (平成25年3月8日条例第60号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日に施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市クリエイター支援センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用の許可に係る使用料から適用し、同日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月20日条例第63号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市クリエイター支援センター条例 (以下「新条例」という。) 別表第1の規定にかかわらず、この条例の施行の前にした納入の通知により同日以後の期間の使用料を納付した者に係る当該納付済みの期間の使用料については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の利用許可に係る使用料について適用し、同日前の利用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 月 日条例第 号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第12条関係）

（平27条例 ・全改）

1 施設使用料

（1）ギャラリー使用料

利用区分	位置	面積	基本使用料	
ギャラリー1	1階	118㎡	1日につき	20,500円
ギャラリー2	2階	117㎡	1日につき	20,500円

備考

- 1 利用者が商業宣伝、営業又はこれらに類する目的をもって、無料で入場させる場合又は入場料若しくはこれに類するものを徴収して入場させる場合は、基本使用料に、基本使用料の100パーセントに相当する額を加算する。
- 2 準備及び片付けのために利用する場合の使用料は、基本使用料の50パーセントに相当する額とする。

（2）交流研修ルーム等使用料

利用区分	位置	面積	使用料					
			午前10時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前10時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前10時から午後9時まで
交流研修ルーム	2階	54㎡	2,800円	5,600円	5,600円	8,400円	11,200円	14,000円
多目的ルーム	2階	91㎡	4,520円	9,040円	9,040円	13,560円	18,080円	22,600円

2 設備（特殊機器）使用料

区分	数量単位	使用単位	使用料
据付プロジェクター	一式	1時間	770円

移動式プロジェクター	一式	1時間	510円
------------	----	-----	------

備考 利用時間が1時間に満たない場合は、1時間とみなして算定する。